

第1回古平町議会臨時会 第1号

平成31年3月27日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第2号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて
〔平成30年度古平町一般会計補正予算（第6号）〕
- 5 議案第23号 平成30年度古平町一般会計補正予算（第7号）
- 6 議案第24号 平成31年度古平町一般会計補正予算（第1号）
- 7 議案第25号 古平町立診療所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案

○出席議員（9名）

議長10番	逢見輝続君	1番	木村輔宏君
2番	池田範彦君	3番	真貝政昭君
4番	岩間修身君	5番	寶福勝哉君
6番	堀清君	8番	高野俊和君
9番	工藤澄男君		

○欠席議員（1名）

7番 山口明生君

○出席説明員

町長	貞村英之君
副町長	佐藤昌紀君
教育長	石川忠博君
総務課長	松尾貴光君
町民課長	五十嵐満美君
保健福祉課長	和泉康子君
産業課長	細川正善君
建設水道課長	高野龍治君
会計管理者	白岩豊君
教育次長	本間克昭君
幼児センター所長	藤田克禎君

財 政 係 主 查 人 見 完 至 君

○出席事務局職員

事 務 局 長 三 浦 史 洋 君

議 事 係 長 澤 口 達 真 君

開会 午後 1時13分

○議会事務局長（三浦史洋君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員8名が出席されております。7番、山口議員につきましては、狭心症により手術までの期間安静療養中のため本日欠席との連絡が入っております。また、1番、木村議員につきましては、少々おくれるということで連絡が入っております。

説明員は、町長以下12名の出席でございます。

以上です。

◎開会の宣告

○議長（逢見輝統君） ただいまから事務局長報告のとおり8名の出席を見ております。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成31年第1回古平町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（逢見輝統君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（逢見輝統君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番、真貝議員及び4番、岩間議員のご兩名をご指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日3月27日限りの1日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月27日の1日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成30年度2月分の例月出納検査結果、平成31年後志広域連合議会第1回定例会議決結果の2件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第2号

○議長（逢見輝続君） 日程第4、承認第2号 専決処分（第2号）の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました承認第2号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成30年度古平町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月18日専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

内容といたしましては、歳入歳出予算の補正として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,514万6,000円とするものでございます。

歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出補正、2ページ、3ページにお示ししております。

次に、繰越明許費の補正として、簡易水道施設の復旧事業費について繰越明許費を設定しております。第2表、5ページにお示ししております。

本件の補正の内容といたしましては、先ほど説明、3月18日に発生いたしました古平町内断水事故に対する復旧の経費でございます。

それでは、事項別明細書で補正の内容について説明をいたします。9ページ目、ごらんください。11款災害復旧費、2項厚生労働施設災害復旧費、既定の予算1,134万5,000円に9,700万円を増額し、1億834万5,000円とするものでございます。内容は、概算で見積りしました需用費、委託料、借上げ料、工事請負費で、復旧に係る費用でございます。この分につきましては、全額繰越明許を設定しております。

次に、14款職員給与費、1項職員給与費、既定の予算5億529万2,000円に300万円を増額し、5億829万2,000円とするものでございます。これは、復旧対応に係る職員の時間外手当でございます。

歳入につきましては、全額財政調整基金の繰入金でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 開会前の断水事故の経緯について説明を受けました。それで、9ページになりますけれども、説明によりますと第1の漏水箇所ということで、掘り返したら排泥管がでてきたという説明がありましたけれども、新聞報道でしかこの取水口から浄水場までの管の布設状況というのはよくわからない、それでしか知り得ることができなかったのですけれども、町側のほうもこの排泥管の布設場所、それから本数とかも把握していなかったのかなと、そういう印象を受けましたので、その確認をお願いしたいと。

それから、新聞報道では5本の排泥管の図示がありましたけれども、きょうの説明でもそのように説明がありました。取水口から浄水場に至る導水管の経路図というのですか、その正式な図面と

いうのも保管してある状況なのか、ない状況なのか、それもあわせて説明をお願いします。

それと、この9ページの導水管等復旧工事請負費なのですけれども、どの程度の工事内容のものなのかということとあわせて、先ほどの開会前の説明ですと今後のこの取水口から浄水場に至る復旧対策といいますか、それが額ともに今議会で説明できる状況ではないという説明でしたけれども、全面的な改修工事が必要な状況なのかどうか。

以上、2点について伺います。

○建設水道課長（高野龍治君） まず、1点目の排泥管の町側の数の把握の関係ですが、図面では5カ所と図示されております。それがなぜか6つ目の排泥管があったということで、その6つ目の部分がまさに漏水していた箇所です。なので、その6つ目に関しては図面も何もなかったということから、全く把握できている状況ではございませんでした。ただし、先ほど言ったように、5つに関しては図面に図示されているものなので、確認はしております。把握しております。

それと、導水管の図面はあるかと、ちゃんと保管されているのかということですが、平面図、縦断図、それは図示されたものがちゃんと残っております。

それと、9ページの15節工事請負費の5,600万に関しましては、今現在仮設工事も終わっていない状況でございます。そういったことから、あくまでも概数的なもので5,600万と積み上げているものですから、具体的な何をやって幾ら、何をやって幾らというものは今の段階ではちょっとお答えすることができない状況でございます。

それとあと、全改修は必要なのかと、導水管の関係ですけれども、それにつきましてもまだ空気抜き、全て終わったわけではございません。本当に空気が全部エアかんで本当に上がらないものなのか、それとも雪が今ある状況の中、それとかつ春のこの融水の関係で導水管から多少の水、漏水とかというのものもあるのかどうなのか、その辺も全く確認できていない状況です。そういったことから、全面改修が必要かどうかというのは現時点では判断することができない状況でございます。

以上です。

○3番（真貝政昭君） いずれにしても、築43年という報道されていますけれども、耐久年数が40年ということで、全面改修が近いという前提で捉えたほうがいいと思います。

それで、とりあえず取水口から順調に浄水場のほうに取り入れるようになるまでポンプで対応することになりますけれども、ポンプでということになると非常に不安定な要素がありますけれども、とりあえず今後の見通しとしてポンプの設置は継続すべきものではないかというふうに考えていますけれども、町のほうとしてはそこら辺はどのような対応をとるお考えなのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 原因が完全に究明されて、導水管から浄水場のほうに送水する能力が100%確保されましたら、今の仮設で川から吸い上げるという仮設は必要ないかなと思いますけれども、今の段階ではそういった全能力回復しておりませんので、その間は今の仮設対応というものは必要かと。それが長期間に及ぶようなものであれば、今の応急の仮設でなく、本当の仮設のがっちりしたものが必要かなと思われま。

○3番（真貝政昭君） 今回の断水で全町的に不便な状況に陥ったのですけれども、最後に残されている歌棄地区の高台の部分なのですけれども、下からのポンプアップで2カ所で届くようにして

いますけれども、最大300人近い方たちが住まいされる地域ですので、このような断水が起きると仮に短期間であってもかなりの労力を要して対応されているようで、今のポンプアップだけの状態では心もとない事態に陥ると。あそこでは工場もありますね、食材の。だから、そういう面の対策も今後必要でないかというふうに考えているのですけれども、町のほうではどのようなお考えなのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 歌棄地区の送水の関係、給水の関係は一度ポンプ2カ所を使って歌棄の配水池と高台に水を貯水して、そこから供給するというスタイルをとっているわけですが、通常の水の使い方であれば現状のポンプの能力、それと配水池の能力で十分足りるわけですが、今、今回に関しましてはちょっと配水池が空になったということから、配水池の清掃、それと各施設の清掃の関係で一気に水を使っているといったこともありまして、今現在一気に通常の数倍も水使っているというのがあって、ちょっとおくらしているというのがあるのですが、通常的生活していくのでは足りているという認識でございます。今回の事故の関係でまだまだ送水能力が必要とか、そういったものが今後検証されるかもしれませんので、そういったときは当然能力が足りないという判定になったら増設等も考えなければならないのかと思いますが、現状では必要ないのかなというふうに思っております。

○8番（高野俊和君） 今の説明聞いたのですけれども、漏水をしたAのここの部分なのですか、この管というのはこれ定期的に検査をするものなのでしょうか、それともその必要はないのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） この絵でいいますと、Aはもともとわかっている部分です。Bがわからなかったということなので、Aに関しては点検は何かあったときに、この仕切り弁というのがあるので、回したりなんだりはしておりますけれども、通常はすることはほとんどありません。

○8番（高野俊和君） A自体のこの機械自体が耐用年数が大体40年ぐらいというふうに言われたと思うのですけれども、これ実際43年ぐらいたっているのではないかということなのですか、こういうのというのは通常支障がなければ耐用年数過ぎていても別に問題ないものなのか、それとも今回全く取りかえる必要がなかったというのは何かほかに理由があったのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 通常耐用年数が到達したからといってすぐ更新、交換していくというものではございません。やはり更新するに当たっては漏水しているとか、さまざまな要因で更新していくわけですが、使っていった問題ないものであれば、通常はすぐ更新はしないで、ほかに優先順位がもっとある配水管とかがございますので、そっちから手をかけていくというのが通常でございます。

○8番（高野俊和君） 素人考えで、毎年布設がえをしてあれしていつているのに、この部分だけ耐用年数超えていても布設、かえていなかったというのはどういう理由かなというのが1点ありましたし、それからBにつきましては全く地図にもなかったようなのがあるということであれば、かなり古いものだろうというふうに考えざるを得ないのですけれども、こちらのほうに関しては最終的にはやっぱり取りかえていかななくてはならないという、そういう考え方なのでしょうか、それともこちらのほうも、今課長言ったように、使えるうちは使って別に問題ないということなのでは

うか。

○建設水道課長（高野龍治君） Bに関しましては復旧しております、とりあえず。今これこの黄色で囲っている上のほう、水たまっているところあるのですが、ここ管がないわけなのです。それは復旧しております。ただ、改めた更新となると、この排泥管Bというのはもともと図面に存在していなくて、必要のない排泥管という可能性もありますので、それは今後いろいろ検討していく中で廃止するのか更新していくのかという判断になっていくと思います。

○9番（工藤澄男君） このAとBの管が出ていますけれども、この際、Bのほうが後でわかったということなのですけれども、実際過去に工事をして管2本あるのをわかっている方も古平町におりました。実際にそこを工事したそうです。そして、実際に川から水をくんで、やはりポンプアップしたと、そういう経験ある人もおりました。そして、これできたときには導水管の上に鉄のパイプでもってちゃんと印をつけて、ずっと立っていたのです。それが最近全然ないということは、それ以来全然もうそこ管理していなかったというのと同じだと思うのです。そういうのが立っていればここだ、ここだとすぐわかるはずなのです。そういう点がどうもおろそかになっていたのかなというのがまず心配しました。実際に私沈砂地だとか浄水場の工事、20代にやっているのです。だから、管のほうは余りあれだけでも、そういうほうは私なりに知っているつもりです。だから、今回の場所を見に行ったのですけれども、大体私が思ったところと同じ場所でした。だから、前に議会のときでも言ったのですけれども、やはり山の中にあって、鋳物の本当の古い管なので、あれさびついたりしたら今度逆にごみがついて、水が細くなったりとかと、そういう経験も私今まで自分でしております。ですから、町の中ばかりでなく、ああいう山の中も例えば場所さえわかったらたまたま掘ってちょっと見てみるとか、そういうこともやはり必要ではないかと思うのですけれども、どうでしょう。

○建設水道課長（高野龍治君） まず、この配水管Bの関係は図面にもなくて、ちょっとわかりようなかったというのが今の状況でございます。ほかの本当に入っている導水管も先ほどくい立っているとか目印があったとか、そういったものが飛んでしまって、なかったのも事実でございます。そういったものは、今回を教訓に今後確認の上わかるようにちゃんと対策していきたいというふうに考えております。

○1番（木村輔宏君） ちょっと時間的におくれて申しわけございませんでした。まず、おわび申し上げます。

想定外の事故ですから、これについては職員の皆さん、町長さん初めいろんな中で大変ご苦労なさって、ご苦労さまでしたと。1週間たちましたけれども、無事そういう点ではよかったなという気が私はいたします。それで、実は違う形で、今回のこれでもっていろんな中でボランティアの関係、あり得ることが、あってはいけないことなのですけれども、組織的に、例えばここにもいらっしやいますけれども、町内会連合会の組織とか、それから我々議員もこういうボランティアにはひとつ協力できる体制をつくるべきではないのかと。私も何人かの方々にお年寄りで電話をかけてみたらどうかということで電話かけて、町にかけたらなかなか大変だというお話もありました。私のほうでも何人かのところに配ったりはしていますけれども、いろんな中でいろんな提供されている方も

いますし、また地下水を提供している方も結構おりました。先ほど真貝議員さんがお話ししましたけれども、山のことにしても想定外で、大変苦労はいたしましても、逆に言うと古平町も大変ご協力いただきまして、車でもって何トン車か来ていただいて、非常に助かって、ありがたいなど。逆に山の上であってもそれなりの対応してくれたということ、最初は大変だったけれども、そういう面では非常に感謝を申し上げております。ただ、1つこれは大変だと思ったのはほほえみくらすのあそこが3階です。4階の上までポリ容器を上げて、ためて、もう一回下に下げると。これは非常に苦労した面で、職員も何十人も行って、ポリ容器上げてという、これ想定外でございますから、決してそれがあれだということではないですけれども、そういうところもこれ見て、検討をする、これからあり得ることではないでしょうけれども、そういう面でも検討しなくてはいけない面はあろうと思いますけれども、全体的には皆さん大変だったのだという気がいたしますけれども、その対応についてはこれから考えていただくこととボランティアのこの構図についても考えていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） ボランティアにつきましては、社会福祉協議会のほうでボランティアの登録制度がありまして、今回日曜日ですか、初めて活用させていただきました。その前に、結構役場のほうには水配達してくれだとか、とりに行ったって私持っていけないとかというお年寄りの方からの電話もありました。そういうときこそ防災の原則でもあります自助、共助、公助のうちの共助、町内会の中でご近所で助け合って、隣のお年寄りの方の給水にはその町内のある程度元気な方が一緒に給水所まで行って、手伝ってあげるだとかという体制がとれればいいのかなど。今回の教訓で、どうもうちの町は公助、役場が全部やってくれるのだろうというのが多くありまして、限られた役場の職員でその対応するのも大変苦慮したところがございます。ですので、今後できれば町内の中で助け合って、水を配るですとか、そういうような体制が町民の中でできていただけるようになればいいなというふうに思っております。給水所の運営につきましても議員の方々も手伝っていただきましたが、できればこういうのは町内会単位でお任せするよとかという体制が本当はとれたらいいのかなと思ったのですが、今回はそのようなお願いをする時間もなく、淡々とやっておりましたので、こういった給水活動は別として、災害時でも町内会ですとかの共助、本当公助の部分については限りがあるというのは身をもって今回いい経験をさせていただきましたので、そのような意識の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○1番（木村輔宏君） これは、本当に想定外のことですので、決してそれに対して非難をすることは毛頭思っておりませんから。ただ、言えることは、これからまた何かのそういう災害があったときに例えばボランティア的なものでおにぎりをつくる、そういうものを考えていく必要もあるだろうと。

それで、もう一つだけ、ちょっと私もこの給水のところずっと見て歩いたのです。たった1つこれどこだろう、どこでこれ給水しているのかわからなかったところが漁業組合さんのところだったのです。あれ最初のときは、テントでやっていたそうです。次の日から行ったら水をくむ、やっているとこないのです。表見てもない、後ろ見てもない。そしたら、昔の市場の中でやっていたのです。覚えている方はよかったですでしょうけれども、覚えていない方はちょっとわからなかったとい

う苦勞もあって、これは一つの例としてまた違う方向で考えていただければいいのかなと思います。決して文句言っているのではなくて。

○4番（岩間修身君） 大変小さいことですがけれども、今回の防災無線で町民の皆様には大変ご迷惑をかけております、申しわけございませんということがなかったのです。それで、これは聞く人によりますと、ひとり老人だとか、そういう人方は大変で、水くみを手伝ったりしているけれども、防災無線で申しわけございませんと、ご迷惑かけておりますと、そういうことがなかったので、今後ぜひそういう言葉を入れて、防災無線でもってお知らせするようにしていただきたいと思います。

○総務課長（松尾貴光君） そこら辺至らないところがありましたので、それは今後反省して、きちんとそういうような文面で数多く流すようにしたいなというふうに思います。

○4番（岩間修身君） 大したことではないですがけれども、相手にすれば大したことになるのです。それで、少しの言葉ですがけれども、温かい言葉を町民に伝えるようにしていただきたいと思います。答弁いいです。

○議長（逢見輝統君） それでは、ここで質疑を終わります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） これから討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論終わります。

これから承認第2号 専決処分（第2号）の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第23号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、議案第23号 平成30年度古平町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第23号 平成30年度古平町一般会計補正予算（第7号）について提案理由の説明を申し上げます。

議案11ページ目をお開きください。本件は、第1条、歳入歳出予算補正として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,576万6,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正により12ページ、13ページにお示ししております。

第2条、繰越明許費の補正として、中学校体育館大規模改修事業に関する繰越明許を追加しております。15ページにお示ししております。

地方債の補正として、第3表、地方債補正、同じく15ページにお示ししております。

それでは、事項別明細で補正の内容を説明いたします。19ページ目をお開きください。本件は、国の平成30年度第2次補正予算により内定を受けた中学校体育館大規模改修事業に係る補正でございます。10款教育費、3項中学校費、既定の予算8,205万1,000円に62万円を追加し、8,267万1,000円とするものでございます。当初予定していた着工時期から1年を経過することから、その分経年劣化が進んでいると見込んだ工事費の増でございます。

次に、歳入の説明をいたします。ページ戻りまして、16ページ目、17ページ目をごらんください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、既定の予算1,598万9,000円から47万8,000円を減額し、1,551万1,000円とするものでございます。これにつきましては、内定を受けた国庫補助金額への減額でございます。

19款諸収入、4項雑入、既定の予算3,677万9,000円に59万8,000円を増額し、3,737万7,000円とするもの、20款町債、1項町債、既定の予算1億9,741万8,000円に50万を増額し、1億9,791万8,000円とするものでございます。この2つにつきましては、財源調整でございます。起債につきましては、国庫補助金の減額分を増額するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑なしと認めます。
続いて、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

日程第6、議案第24号 平成31年度……

（何事か言う者あり）

○議長（逢見輝統君） ちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時47分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

失礼いたしました。これから議案第23号 平成30年度古平町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第24号

○議長（逢見輝統君） 日程第6、議案第24号 平成31年度古平町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第24号 平成31年度古平町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

議案21ページ目をお開きください。本件は、第1条として、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,863万1,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ35億3,363万1,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、第1表、歳入歳出予算補正、22ページ、23ページにお示ししています。

それでは、事項別明細で補正の内容についてご説明いたします。27ページ目をお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算2億6,366万6,000円に5,863万1,000円を増額し、3億2,229万7,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、派遣法に抵触するおそれがありますことから、これまで当初町立診療所の運営について医師の派遣を委託するという形式でございましたが、それを直接町が医師と雇用契約を結びまして、報酬として支払う。それと、薬局の部分について院内調剤とすることを目的といたしまして、予算の補正をするものでございます。今回詳しく説明いたしますが、1節の報酬につきましては医師の報酬として、その医師によりまして報酬の金額が変わるのですが、1人1回おおよそ10万円で見込んでおります。放射線の技師については1万円、薬剤師については3万円で見込んでおります。旅費、この費用弁償につきましては、旅費、交通費分相当額でございます。小樽ですとか余市から来る、この人が交通費で来た場合についての費用弁償を計上しております。需用費、医薬材料費4,960万計上しております。これは、薬剤の仕入れに係る金額でございます。13節委託料、医師等派遣委託料、皆減しております。これが当初一括してお願いしようと思っていた委託料でございますが、この分については皆減しております。これとあわせて、各派遣元といいますか、医師の所属しているところから医師を派遣していただく支援をいただきますので、運営支援業務委託料として、コンサル料といたしまして630万計上しております。使用料及び賃借料の自動車借上げ料につきましては、医師の通勤に使用するタクシー料を見込んだ計上となっております。18節の備品購入費については、今後必要になった備品購入に備え120万円を計上しているものでございます。

次に、歳入の説明いたします。ページ戻りまして、24ページ、25ページをごらんください。12款使用料及び手数料、1項使用料、既定の予算4,861万7,000円に4,400万円を増額し、9,261万7,000円とするものでございます。これは、院内調剤分の使用料の増額でございます。

17款繰入金、2項基金繰入金1億7,296万8,000円に1,400万円を増額し、1億8,696万8,000円とするもの、19款諸収入、4項雑入4,056万6,000円に63万1,000円を増額し、4,119万7,000円とするもの、この2つにつきましては、財源調整でございます。財政調整基金とその他収入による財源調整でござ

ございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） まず、27ページですけれども、当初予算ではことしいっぱいの目標として1日、午前、午後、それで週3日、3回という計算で想定していたと思います。今回の節のほうの改変になりますけれども、当面は午前中のみ週2回、プラスアルファでスタートするようなのですけれども、今回のこの補正で合計で出ているところは週3日、午前、午後ともという認識でよろしいのかということがまず第1点です。

それから、自動車借り上げ料で医師のタクシー料として計上されておりますけれども、基本的に余市の協会病院から派遣されるという前提なのかどうかということです。

それから、3点目です。薬剤の仕入れで需用費見えていますけれども、この関連で歳入のほうで説明がありましたけれども、歳入のほうとのかかわりでもう一度説明をお願いしたいと。

それから、診療報酬は一体どういう扱いになるのかという疑問があるのですけれども、この予算書で説明できるものなのですか。伺います。

○保健福祉課長（和泉康子君） 今ご質問4点だと思いますが、予算の医師派遣です。基本的には週3回の52週で計算して、そこから祝日を抜いているということで、4月、5月に限りましては火曜日と金曜日の午前中、あと第2土曜日ということなのですが、一年トータルして今後の変更もあるということで週3回ということで見込んでおります。ドクターフィーについては半日、1日間わず1日幾らということですので。

2番目が派遣です。派遣のタクシー代につきましては、基本的には社会事業協会ということで、今火曜日が余市病院所属のドクターで、金曜日が小樽協会所属のドクターということでおりますので、ドクターによりましては自家用車、または小樽まで、余市病院までという送迎となっております。

3番目が何でしたっけ。3番目の質問が……

（何事か言う者あり）

○保健福祉課長（和泉康子君） 調剤の今4,900万というところなのですけれども、昨年の実績を月割りとかで計算しまして、通常300万程度というところを算出しました。それと、初期導入として、当初かなりの数押さえなければならぬということで初期準備分の1,000万と、あと毎月使うべき額ということで算出したものでございます。

それと、歳入につきましては、薬価等納入価格というところの差額で、あと処方を見込んだ部分で歳入を見込んでおります。

診療報酬につきまして、当初予算で説明しましたように、30年度の実績、それと若干診療割、その辺の部分を勘案して、通常の診療分1,900万程度と薬価の分を見込んだ分を今回増額しております。

○1番（木村輔宏君） この薬の関係になるのですけれども、在庫的には在庫棚卸しみたいなもの

をやるということになるのでしょうか。普通の業務と同じように、町と違って、管理的にいくと。ということは、薬剤師がいなければ保管できない薬とか、そういうものがあると思うのですけれども、そういう管理については1週間に2回ですよ。最高で3回ということだった。その管理というものは、どんな形で管理するのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 報酬のほうでも載っていますように、薬剤師さんは診療日には来て、調剤します。それと、調剤室というところを今改修しまして、嚴重に管理する分、あと金庫に保管する分、あと調剤室の回りには機械警備をかけるという前提で管理しております。

○1番（木村輔宏君） それはいいのですけれども、結局毎日来ているときは管理ができるだろうけれども、極端なこと言えば毒物的なものがあつた場合、その管理を、毎日鍵をかけたりなんだりしていきますよね。あと、1週間に2日とか3日しかない場合、空白がありますので、その管理体制を今聞いたのですけれども。

○保健福祉課長（和泉康子君） 診療日は2日ですけれども、病院の職員としては保健福祉課も含めています。それで、通常するときでも土日は休診の場合でも同じ管理だと思つていますが、金庫と機械警備というところで管理をする予定であります。

○1番（木村輔宏君） いないときの管理というのは、調剤関係、全く警備の方が管理することになるのですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 基本的には薬剤師さん24時間張りついているわけでありませんので、勤務と調剤する時間は薬剤師は当然管理します。それで、調剤しないときには当然嚴重にお部屋に鍵かけるのと薬物については金庫管理、あとは機械警備ということで管理することなので、イメージ的に週2回だよというイメージなのでしょうけれども、通常の運営していても土日は無人になる病院さんもあるかと思うので、それがちょっと日数が多いというだけなので、薬の管理としては薬剤師さんが主で、あとは機械警備と鍵、施錠と金庫管理ということで対応することになっています。

○8番（高野俊和君） 1つだけなのですけれども、先ほどたしか医師、薬剤師さん、レントゲン技師さんの1日、医師10万、薬剤師3万、レントゲン技師1万と言つたと思うのですけれども、火曜日、金曜日やつているときには当然薬剤師さんはいると思うのですけれども、レントゲン技師さんも火曜日も金曜日もレントゲン技師さんがいるということは検査は受けられるということになるのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） レントゲン技師につきましても診療日に必ず派遣していただくということで今お話ししてまして、また患者の動向見ながら2カ月ぐらいたつた後に今後どうしようかというのは検討してまいります、診療日には今のところ必ず派遣をいただ……派遣というか、来ていただくことになっています。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これより議案第24号 平成31年度古平町一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時14分

○議長(逢見輝統君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第25号

○議長(逢見輝統君) 日程第7、議案第25号 古平町立診療所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(松尾貴光君) 提案理由の説明をする前に、1点議案の訂正をお願いいたします。

29ページ目、ごらんください。議案名及びその本文中にあります条例名のところに、古平町立診療所の設置及び管理に関する条例となっておりますが、これ一括関連する条例を改正いたしますので、この後ろに等を入れてください。2カ所、等を入れて訂正をよろしくをお願いいたします。

それでは、提案理由の説明をいたします。ただいま上程されました議案第25号 古平町立診療所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、第1条改正といたしまして、古平町立診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正、内容といたしましては町立診療所直営化に伴う条例の整理でございます。指定管理に関する条項の削除、職員に関する規定の追加、利用料を使用料及び手数料に改正、診療所運営協議会に関する条項を削除しております。

ページをめくっていただきまして、30ページ目の第3条、医師ですとか役職名、ここに規定しております。

第4条、これが任務について追加をしております。

ページをめくっていただきまして、32ページ、第8条、第10条、次のページに移りまして、第12条の過料、この部分についてが新規に追加となっております。

ページをめくっていただきまして、35ページ目、次に第2条改正といたしまして、特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。この条例の中に町立診療所医師、町立診療所診療放射線技師、町立診療所薬剤師を追加するものでございます。交渉により金額

が変動する部分ございますから、全て報酬額については規則で別に定める額ということで規則に委任をする規定となっております。

第3条、古平町職員定数条例の一部改正でございます。一般会計、町長部局の職員の数を65名から診療所開設に伴いまして3名増加するものでございます。

施行期日は、平成31年4月1日でございます。

経過措置といたしまして、これまで指定管理のときに減免の措置を受けられていた方につきましては、その減免の証書は期限切れまで効力を有するという経過措置を設けております。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○1番（木村輔宏君） 1つ、34ページの手数料の件ちょっとお聞きしたいのですが、これ各病院とかでも手数料の、例えば入院したときの手数料とかいろいろあると思うのです。これは、病院と同じような形でこの手数料というのを頂戴するのですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） こちらのほうは、診療報酬以外ということで定めなければ取ることができないということで載せたものですが、これは今議員おっしゃるとおり、軽微なものから重度なものまでということでランク分けしまして、手数料を定めるものでございます。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これより議案第25号 古平町立診療所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（逢見輝統君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成31年第1回古平町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時19分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員